

外貨送金サービス規定（法人のお客さま）

2020年8月31日改定

新	旧
略	略
<p><b>第1条(適用範囲)</b> 略</p>	<p><b>第1条(適用範囲)</b> (1) 略</p>
<p><b>第2条(定義)</b> 本規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. 外国向送金取引 <u>お客さまの委託</u>にもとづき行う次のことをいいます。</p> <p>(1) <u>お客さま</u>の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること</p> <p>(2) 略</p> <p>2. 支払指図 <u>お客さまの依頼</u>にもとづき、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。</p> <p>3. 支払銀行 <u>受取口座への送金資金の入金または受取時の送金資金の支払い</u>を行う金融機関をいいます。</p> <p>4. 略</p> <p>5. <u>インターネットバンキング</u> <u>銀行取引規定条2項に定める「インターネットバンキング」</u>をいい、本サービスにおいては、<u>当社所定のWEBサイトにアクセスして行います。また、本サービスにおけるログインID、ログインパスワードおよび依頼承認パスワードは、銀行取引規定6条1項に定める「パスワード等」</u>に含めるものとします。</p>	<p><b>第2条(定義)</b> 本規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. 外国向送金取引 <u>送金依頼人の委託</u>にもとづき行う次のことをいいます。</p> <p>(1) <u>送金依頼人</u>の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること</p> <p>(2) 略</p> <p>2. 支払指図 <u>送金依頼人の委託</u>にもとづき、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。</p> <p>3. 支払銀行 <u>受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払い</u>を行う金融機関をいいます。</p> <p>4. 略 (追加)</p>
<p><b>第3条(送金の依頼)</b> 1. 略 (削除)</p>	<p><b>第3条(送金の依頼)</b> 1. 略 2. 送金の依頼は、当社が認める場合のみこれを受付けます。詳細は「外貨送金サービス規定」を参照してください。</p>

<p>2. <u>送金の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p>(1) <u>送金の依頼を行う場合には、送金通貨、送金金額を明示の上、当社所定の時間内に当社所定の方法で送金を依頼してください。当社はお客さまから依頼を受けた送金通貨、送金金額と、送金先事前登録の内容に従って送金を実行します。ただし、送金金額は当社所定の送金限度額未満とし、インターネットバンキングにより送金の依頼をする場合は 1 回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数とします。</u></p> <p>(2) <u>お客様がインターネットバンキングにより送金の依頼をした場合において、当社からの受付結果の通知が届かない場合や回線障害等により取扱いが中断した場合には、直ちに当社に照会してください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>外国為替市場の動向により、関係銀行との受渡しができなくなり、送金の取扱いを停止する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>許可等が必要な送金のご依頼を受付した場合、当社では受付をお断りすることがあります。また、当社が、許可等が必要な送金のご依頼を受付する場合、その許可等を証明する書類の原本をお客さまに事前にご提出いただきます。</u></p> <p>(5) <u>送金の申込時に、当社所定の方法にてお客様の本人確認を行います。この場合に虚偽あるいは事実と相違する申告等があった場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は送金の申込を承諾しない場合があります。これによって発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(6) <u>本サービスにかかる当社とお客さまとの連絡内容は記録し、一定期間保存します。</u></p> <p>(7) <u>お客さまと当社との間の確認事項等で相違が発生した場合、当社の記録内容を正当なものとして取扱います。</u></p> <p>(8) <u>お客さまによる送金の申込が完了した後、</u></p>	<p>ス機能概要説明書(法人のお客さま)」をご確認ください。</p> <p>3. <u>前項の場合の送金の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p>(1) <u>送金の依頼は、当社所定の時間内に受け付けます。</u></p> <p>(2) <u>送金の依頼にあたっては、当社が別途定める所定の方法によりご依頼ください。</u></p> <p>(3) <u>当社は前号により申請のあった当社所定の事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
--	--

<p><u>第 4 条第1項に基づき契約が成立した場合には、所定の期間内に当社は送金の手続きを行います。送金の申込が完了した後、送金通貨や送金金額、関係銀行等の変更は原則としてできません。送金通貨や送金金額、関係銀行等を変更する場合には、第 10 条に規定する方法により組戻しの手続きをした後、新たに送金の申込をしてください。</u></p> <p>3. <u>送金の依頼を受付けるにあたって、当社が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合には、送金原資を確認できる書類を提示または提出してください。また、当社が、外国為替関連法規上確認が必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合は、所定の事項を申告するとともに、必要書類を提出してください。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4. <u>送金の依頼にあたっては、お客さまは当社に、送金依頼日の翌営業日までに、送金資金の他に、当社所定の料金・関係銀行手数料その他送金の依頼に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「手数料等」といい、送金資金とあわせて「送金資金等」といいます。)をお支払いください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。</u></p>	<p>4. <u>送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きを行ってください。</u></p> <p>(1) <u>送金依頼時に、送金原因その他所定の事項をご申請ください。</u></p> <p>(2) <u>当社所定の告知書および本人確認資料をご提出いただくことがあります。</u></p> <p>(3) <u>許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。</u></p> <p>(4) <u>前各号のほか、当社が追加的に確認が必要であると認めた場合には、当社の求める情報の提供または資料の提示もしくは提出をしてください。</u></p> <p>5. <u>送金の依頼を受付けるにあたって、当社が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために必要であると認めて、送金依頼人に対して求めた場合には、送金原資を確認できる書類を提示または提出してください。</u></p> <p>6. <u>送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当社に、送金資金の他に、当社所定の料金・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)をお支払いください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。</u></p>
--	--

<p><b>第4条(送金委託契約の成立と解除等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金委託契約は、当社が<u>お客さまの送金</u>の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。</li> <li>2. 送金資金は、<u>お客さまの代表口座円普通預金または送金通貨と同一通貨建ての代表口座外貨普通預金から送金依頼日の翌営業日に、払戻請求書等の提出を受けることなく、自動的に引落します。また、当社の手数料等は、お客さまの代表口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。なお、領収書等は発行しないものとします。</u></li> <li>3. <u>前項に定める引落としまたは振替ができなかった場合(口座の解約や、預金の差押え等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不相当と認めた場合も含みます。)、当社はお客さまからの送金依頼は取消されたものとして取り扱うことができるものとします。</u></li> <li>4. 略</li> <li>5. 前項による解除の場合には、<u>お客さまから受取った送金資金等を返却しますので、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></li> <li>6. 略</li> </ol>	<p><b>第4条(送金委託契約の成立と解除等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金委託契約は、当社が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。</li> <li>2. 送金資金は、<u>送金通貨と同一の通貨でのみ受入れます。また、送金資金等は、お客さま名義の代表口座外貨普通預金または円普通預金から振替ることにより受領するものとします。現金、銀行小切手、トラベラーズチェックによる受入れはできません。</u></li> </ol> <p>(追加)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 略</li> <li>4. 前項による解除の場合には、<u>送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></li> <li>5. 略</li> </ol>
<p><b>第5条(支払指図の発信等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、送金委託契約が成立したときは、前条第<u>4</u>項により解除した場合を除き、<u>お客さまからの送金依頼の内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。</u></li> <li>2. 当社は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれかまたは全てを、支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに<u>支払銀行</u>に伝達されることがあります。当社が</li> </ol>	<p><b>第5条(支払指図の発信等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、送金委託契約が成立したときは、前条第<u>3</u>項により解除した場合を除き、<u>送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。</u></li> <li>2. 当社は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれかまたは全てを、支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに<u>送金受取人</u>に伝達されることがあります。当社</li> </ol>

<p>このような情報伝達をすることについて、<u>お客さま</u>はあらかじめ異議なく承諾し、当社に対して事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>お客さま</u>の社名、住所、当社における口座番号・取引番号、その他<u>お客さま</u>を特定することができる情報</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>送金の目的、送金の原資、その他関係銀行から送金に関し求められた情報</u></p> <p>3. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、<u>お客さま</u>が特に指定した場合を除き、同様とします。</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、<u>お客さま</u>が指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社は<u>お客さま</u>に対してすみやかに通知します。</p> <p>(1) 当社が<u>お客さま</u>の指定に従うことが不可能であると認めるとき</p> <p>(2) <u>お客さま</u>の指定に従うことによって、<u>お客さま</u>に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当社が認めるとき</p> <p>5. 略</p>	<p>がこのような情報伝達をすることについて、<u>送金依頼人</u>はあらかじめ異議なく承諾し、当社に対して事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>送金依頼人</u>の社名、住所、当社における口座番号・取引番号、その他<u>送金依頼人</u>を特定することができる情報</p> <p>(3) 略</p> <p>(追加)</p> <p>3. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、<u>送金依頼人</u>が特に指定した場合を除き、同様とします。</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、<u>送金依頼人</u>が指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社は<u>送金依頼人</u>に対してすみやかに通知します。</p> <p>(1) 当社が<u>送金依頼人</u>の指定に従うことが不可能であると認めるとき</p> <p>(2) <u>送金依頼人</u>の指定に従うことによって、<u>送金依頼人</u>に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当社が認めるとき</p> <p>5. 略</p>
<p><b>第6条(料金等)</b></p> <p>1. <u>本サービス</u>のご利用にあたっては、当社所定の<u>初期導入手数料及び手数料等</u>をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を<u>後日請求される</u>こともあります。<u>その場合、これらの本項に定める手数料・諸費用は、お客さま名義の代表口座円普通預金、または代表口座外貨普通預金より引落します。</u>また、<u>支払銀行での受取にかかる手数料については受取時に受取人にご負担いただくものとし</u></p>	<p><b>第6条(料金等)</b></p> <p>1. <u>外貨送金サービス</u>のご利用にあたっては、当社所定の<u>月額基本料及び送金資金等</u>をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を<u>後日いただく</u>こともあります。</p>

<p>ます。</p> <p>2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当社および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等<u>その他の手数料・諸費用</u>は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料等を後日お支払いいただくこともあります。<u>これら本項に定める手数料・諸費用はお客様さま名義の代表口座円普通預金、または代表口座外貨普通預金より引落します。</u></p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p>	<p>2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当社および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・<u>諸費用</u>を後日いただくこともあります。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p>
<p><b>第7条(受取人に対する支払通貨)</b> お客様が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨はお客様が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p>	<p><b>第7条(受取人に対する支払通貨)</b> <u>送金依頼人</u>が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は<u>送金依頼人</u>が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p>
<p><b>第8条(取引内容の照会等)</b></p> <p>1. お客様は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当社に照会してください。この場合には、当社は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を<u>お客様</u>に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当社所定の<u>依頼書</u>の提出を求めることがあります。</p> <p>2. 当社が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について<u>お客様</u>に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合</p>	<p><b>第8条(取引内容の照会等)</b></p> <p>1. <u>送金依頼人</u>は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当社に照会してください。この場合には、当社は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を<u>送金依頼人</u>に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当社所定の<u>書面</u>の提出を求めることがあります。</p> <p>2. 当社が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について<u>送金依頼人</u>に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場</p>

<p>または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当社が行う回答については、<u>第5条第2項から第5項</u>の規定を準用します。</p> <p>4. 当社が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社はお客さまにすみやかに通知します。この場合、当社が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、ただちに返却しますので、第10条に規定する組戻しの手続きに準じて、当社所定の手続きを行ってください。</p>	<p>合または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当社が行う回答については、<u>第5条第3項、同第4項および同第5項</u>の規定を準用します。</p> <p>4. 当社が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社は<u>送金依頼人</u>にすみやかに通知します。この場合、当社が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、ただちに返却しますので、第10条に規定する組戻しの手続きに準じて、当社所定の手続きを行ってください。</p>
<p><b>第9条(依頼内容の変更)</b></p> <p>1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、<u>送金通貨</u>、<u>送金金額</u>、<u>関係銀行</u>を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>(1) <u>依頼内容の変更依頼</u>にあたっては、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 略</p> <p>2. 前項の依頼内容の変更の取扱いについては、第4条第<u>6</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 略</p>	<p><b>第9条(依頼内容の変更)</b></p> <p>1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、<u>送金金額</u>、<u>関係銀行</u>を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>(1) <u>変更の依頼</u>にあたっては、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 略</p> <p>2. 前項の依頼内容の変更の取扱いについては、第4条第<u>5</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 略</p>
<p><b>第10条(組戻し)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 前項の組戻しの依頼および返戻金の返却の取扱いについては、第4条第<u>6</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 略</p>	<p><b>第10条(組戻し)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 前項の組戻しの依頼および返戻金の返却の取扱いについては、第4条第<u>5</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 略</p>

<p>(削除)</p>	<p><b>第 11 条(通知・照会の連絡先)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、当社にご登録いただいている住所・電話番号を連絡先とします。</u></li> <li>2. <u>前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></li> </ol>
<p><b>第 11 条(解約等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます。)は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の方法によるものとします。</u></li> <li>2. <u>本サービスに利用される預金口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。</u></li> <li>3. <u>お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき</u></li> <li>(2) <u>お客さまの当社に対する預金債権、その他債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</u></li> <li>(3) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></li> <li>(4) <u>当社に支払うべき所定の料金の支払を遅延したとき</u></li> <li>(5) <u>本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに送金資金等他所定の手数料または諸費用を指定された口座に入金しなかったとき</u></li> <li>(6) <u>1 年以上にわたり、本サービスの利用がないとき</u></li> </ol> </li> </ol>	<p>(追加)</p>

<p>(7) <u>申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき</u></p> <p>(8) <u>住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき</u></p> <p>4. <u>前項に基づき本サービス利用契約が解約されたときは、お客さまは未払いの手数料その他本規定に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。</u></p> <p>5. <u>当社は、事前にお客さまに通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</u></p> <p>6. <u>本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで送金・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。</u></p> <p>7. <u>お客さまが本サービスを月の途中で解約した場合であっても、解約時点までに支払いの完了していない手数料等他所定の手数料または諸費用について、支払い義務が免除されるものではありません。</u></p>	
<p><b>第 12 条(免責事項)</b>  次の各号に定める損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>受取口座の名義相違等のお客さまの責に帰すべき事由により生じた損害</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>第 12 条(免責事項)</b>  次の各号に定める損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害</u></p> <p>(3) <u>送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害</u></p> <p>(4) <u>送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害</u></p> <p>(5) <u>法令に基づく行政機関等の措置により、本サービスの全部または一部が停止されたとき</u></p> <p>(6) <u>当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき</u></p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(7) <u>当社の責によらない回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき</u></p> <p>(8) <u>地震や洪水等の自然災害、戦争、内乱、暴動等の事変、その他のやむをえない事由があったとき</u></p> <p>(9) 略</p>
<p>第 13 条(規定の準用)</p> <p>略</p>	<p>第 13 条(規定の準用)</p> <p>略</p>
<p>第 14 条(法令、規則等の遵守)</p> <p>略</p>	<p>第 14 条(法令、規則等の遵守)</p> <p>略</p>
<p>第 15 条(規定の変更)</p> <p>略</p>	<p>第 15 条(規定の変更)</p> <p>略</p>